

ザ・サードブレースカントリークラブ
ゴルフ場利用約款

第1条（約款の適用）

当ゴルフ場を利用される方は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、当クラブの会則による他、本約款に従ってご利用いただきます。本約款に定めのない事項については、法令又は、一般に公正妥当と認められる慣習によるものとします。

第2条（利用契約の成立）

当ゴルフ場においてプレーされる方は、当日フロントにおいて、所定の署名簿に署名して下さい。それにより当ゴルフ場は署名者の施設のご利用をお引受することになります。

第3条（利用の申込み）

プレーの申込みについて、当ゴルフ場の申込み規定に従って、フルネームで申込みいただきます。尚、予約の受け付けをされたのち、速やかに組合せ名簿のご提出をお願いいたします。

第4条（予約の取消し）

当ゴルフ場にご予約のお申込みをいただいた方が、ご予約の全部又は一部を取消しされた場合、別に定めるところによりキャンセル料をいただきます。

第5条（料金の支払い）

利用料金は、当日フロントにて、現金又は当日ゴルフ場の認めたクレジットカードにより、お支払いいただきます。

第6条（利用の拒絶）

当ゴルフ場は、次の場合にはご利用をお断りすることがあります。

- ① 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- ② 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- ③ 利用者が暴力団の構成員又はこれに準ずる者であるとき。
- ④ 利用者が暴力団の構成員又はこれに準ずる者を同伴したとき。
- ⑤ 利用者が公の秩序又は、善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められたとき。
- ⑥ その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき

第7条（開場時間、休業日）

当ゴルフ場の各施設の開場時間と休業日は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

第8条（利用継続の拒絶）

当ゴルフ場は、次の場合にはご利用の継続をお断りすることがあります。

- ① 公の秩序又は、善良な風俗に反する行為があったとき。
- ② 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
- ③ 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
- ④ ルール、マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。

⑤ その他本約款に違反したとき。

第9条（金銭その他貴重品）

金銭その他の貴重品は、貴重品ロッカーに入れて保管して下さい。ロッカー内での盗難等の被害に遭われた場合は、当ゴルフ場は責任を負いません。

第10条（携帯品、自動車事故等の免責）

当ゴルフ場の敷地内、駐車場等における自動車事故による物損、人身事故等及び、携帯品や駐車場等の自動車の盗難、損害について、責任は負いません

第11条（ロッカーの鍵の管理）

ロッカーの鍵は、プレーヤー自身で保管して下さい。ロッカー内での収容品の盗難、紛失については、当ゴルフ場は責任をおいしません。

第12条（プレーヤーの危険防止とエチケット・マナーの厳守）

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはプレー中のすべての行動の責任をお持ち下さい。又エチケット・マナー、ルールを守りすべてご自身の判断と責任においてプレーしていただきます。プレー中に他のプレーヤーに損傷又は施設に破損を与えた場合、プレーヤー自身の責任において解決していただきます。

第13条（ティグラウンドによる素振り禁止）

素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外では、なさないで下さい。

第14条（飛距離の確認）

先行組に対しては、後続組のプレーヤーは、自己の飛距離をご自身で判断して、安全を確認のうえ、先行組に絶体打ち込まないように注意して打球して下さい。

第15条（打者の前方に出ないこと）

同伴者の方は、危険防止のため打者の前方の絶体に出ないで下さい。又打球にはよく注意し危険を避けるように心掛けて下さい。

第16条（隣接ホールへの打込み）

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤー自身で打球の飛距離、方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールへ打込んだ場合は、そのホールのプレーヤー又は自己の同伴者にも十分注意し合図の上、邪魔にならないようにして下さい。

第17条（退避）

後続組に対して打球される時は、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第18条（正規のプレー以外の打球）

事故防止のため正規のプレー以外に、池、山などのゴルフ場以外に向かったの打球は禁止いたします。

第19条 (ホール・アウト後の撤去)

ホール・アウト後は、ただちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールは進んで下さい。

第20条 (雷鳴があった場合)

雷鳴があった場合は、ただちにプレーを中止し、避雷小屋等安全と思われる場所に退避して下さい。

第21条 (乗用カートの使用)

当ゴルフ場では、原則として電磁誘導5人乗りカートによる営業を行っておりますので、下記事項を厳守するとともに従業員の指示に従い、安全運転を行って下さい。

- ① 所定の乗車定員以内で走行して下さい。
- ② 乗用カートへの乗り降りは、完全に停止してから行って下さい。
- ③ 走行中の乗用カートの前には、危険ですから絶対出ないように注意して下さい。
- ④ 故障又はそのおそれのある場合は、ただちにマスター室までご連絡下さい。
- ⑤ 利用者の責に帰すべき事由により生じた事故については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第22条 (急患・事故)

プレーヤーは、自身の健康状態について常に充分配慮して下さい。急患・事故の場合、ただちにマスター室にご連絡下さい。できる限りの努力はいたしますが、結果については、責任を負いかねます。

第23条 (火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は禁止いたします。マッチの燃え殻、タバコの吸い殻は、必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

第24条 (違背の場合の責任)

利用者がこの約款に違背して、第三者に損害賠償等の事故を発生させた場合、又自分が違背して損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

第25条 (クラブ等の確認)

利用者のクラブについては、プレー開始前およびプレー終了後に利用者自身で確認して下さい。クラブの不足、損傷等については、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第26条 (宅配便のご利用)

宅配便をご利用の場合は、運送中の事故あるいは損傷等については、当ゴルフ場じゃ責任を負いません。

第27条 (施設への損害、備品の持ち出しの禁止)

利用者の責に帰すべき事由により、当ゴルフ場の施設等に損害を与えた場合は、その損害を賠償すべき責任を負います。又当ゴルフ場施設の器具、備品等を持ち出した場合も同様と

させていただきます。

第28条（施設内への持ち込み禁止）

当ゴルフ場施設内へ次のものを持ち込むことは堅く禁止いたします。

- ① ペット
- ② 著しく悪臭を放つもの
- ③ 鉄砲、刀剣類
- ④ 火薬及び揮発油等発火、引火・爆発のおそれのあるもの
- ⑤ 騒音を発するもの
- ⑥ その他他人に迷惑をかけると思われるもの

第29条（行為の禁止）

施設内で次の行為は、禁止いたします。

- ① 賭博、その他風紀を乱す行為
- ② 物品販売、宣伝広告等の行為
- ③ プレーヤー以外のコース内立ち入り（但し、当ゴルフ場が認める観戦入場者を除きます。尚、許可した場合であっても被害を受けた場合、当ゴルフ場は損害賠償の一切の責任を負いません。）
- ④ 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
- ⑤ 写真撮影、録音等の行為（特に許可する場合は除く）
- ⑥ スタート時間前またはプレー終了後のコース内立入
- ⑦ 動植物の採取
- ⑧ 入れ墨のある方に入浴利用の行為
- ⑨ 立入禁止区域への進入

第30条（信義則）

本約款、クラブが定める規則、その他ゴルフ規則等に定めのない事項については、信義・誠実の原則に従って、解決されるものといたします。

以上